

基準10 財務

(1) 観点ごとの自己評価

観点10-1-①： 学校の目的に沿った教育活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

(観点に係る状況)

本校の資産については、文部科学省から出資された土地及び建物・立木竹、工作物の資産を有しており、教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行するため高等専門学校設置基準に基づいた必要な資産を有している。平成17年4月末現在におけるその資産現在額は、資料10-1-①-1のとおりである。

また、債務については、資料10-1-①-2及び資料10-1-①-3が示すように運営費交付金等の範囲内で健全に運営している。

(資料10-1-①-1)

「資産現在額一覧表」

固定資産

(単位：円)

	種 類		数 量	単 位	金 額
有形固定資産	土地		101,564	m ²	2,244,900,000
	建物	建面積	15,934	m ²	1,907,607,964
		延べ面積	32,764		
	構築物		1	式	132,645,492
	工具器具備品		1	式	95,274,661
	車両運搬具		1	式	3,139,150
	計				4,383,567,267
無形固定資産	電話加入権		1	式	308,000
合 計					4,383,875,267

(出典 財務会計システム)

(資料10-1-①-2)

「貸借対照表」

事業年度:	16年度
支部:	21_福井工業高等専門学校
会計区分:	国立高专機構
部 署:	総括
プロジェクト:	総括
セグメント:	総括

貸借対照表

平成16年4月1日 ~ 平成17年3月31日

〔資産の部〕

流動資産

現金及び預金

現金

0

当座預金

0

普通預金

121,053,443

定期預金

0

その他預金

0

121,053,443

有価証券

有価証券

0

0

受取手形

受取手形

0

0

未収学生納付金収入

(出典 財務会計システム)

(資料10-1-①-3)

「損益計算書」

事業年度:	16年度
支部:	21_福井工業高等専門学校
会計区分:	国立高专機構
部 署:	総括
プロジェクト:	総括
セグメント:	

損益計算書

平成16年4月1日 ~ 平成17年3月31日

〔経常費用〕

業務費

教育・研究経費

消耗品費

59,739,570

備品費

118,490,602

印刷製本費

4,099,716

水道光熱費

電気料

12,799,249

ガス料

1,493,985

水道料

5,012,330

19,305,564

旅費交通費

21,960,743

通信運搬費

4,561,893

賃借料

2,622,949

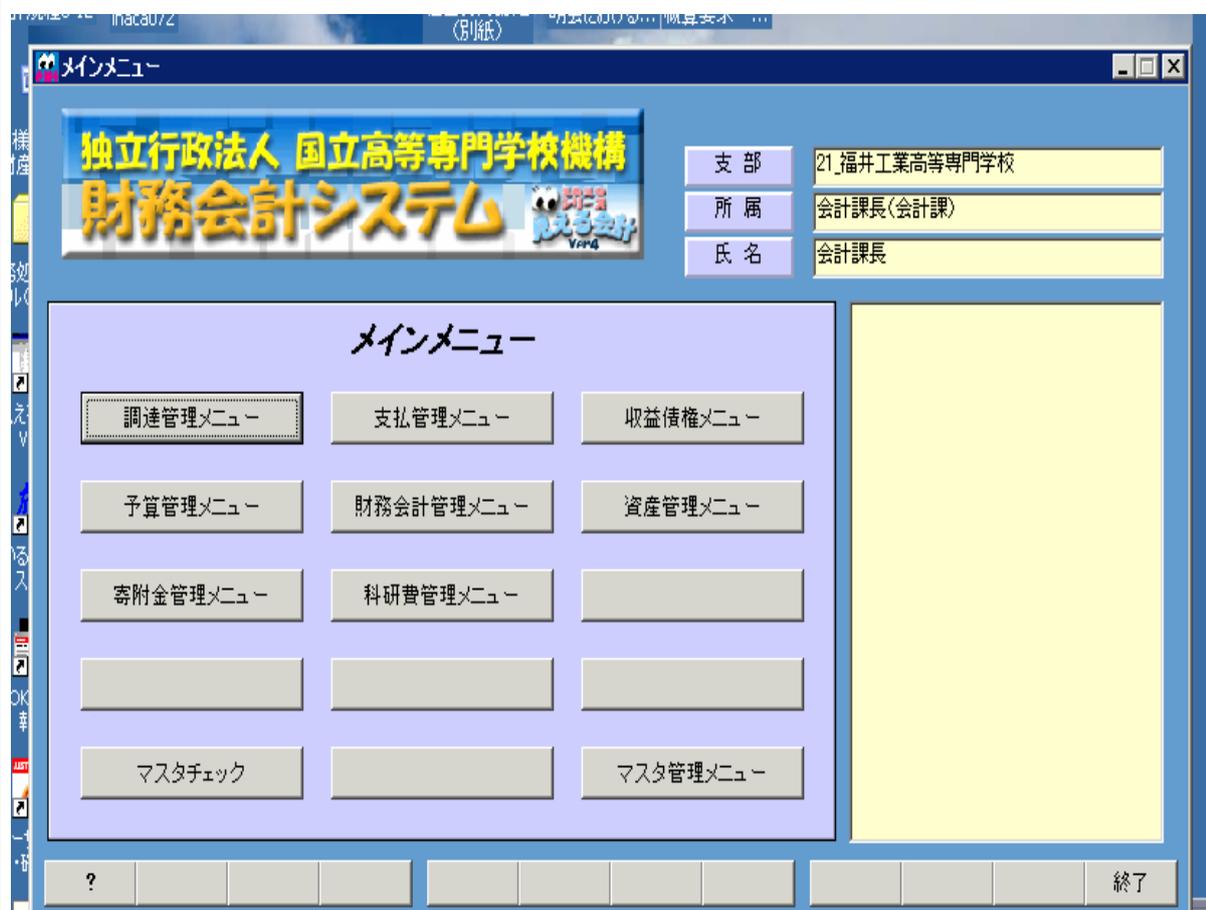
車両燃料費

2,523,575

(出典 財務会計システム)

(資料10-1-①-4)

「財務会計システム」



(出典 財務会計システム)

(分析結果とその根拠理由)

平成16年度に独立行政法人へ移行するにあたり、国から現物出資を受けた国有財産について、本校が管理する資産（国有財産：土地，建物，工作物，立木竹）の時価評価を行い独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第34号第31条の3において「固定資産は，その増減及び異動を帳簿によって物件別に管理するものとする。」ことから財務会計システム（資料10-1-①-4）の資産管理メニューによる固定資産データ一覧で管理し，財務会計管理メニューでは，損益計算書，キャッシュフロー精算書，決算精算表により財政状態及び運営状況を明らかにしていることから健全な運営および十分な財政基盤を有している。

観点10-1-②： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点に係る状況)

高専機構から予算配分される運営費交付金(資料10-1-②-1)および授業料等収入等(資料10-1-②-2)を教育活動等の基本的財源とし、これらに加え奨学寄附金、共同研究・受託研究、科学研究費補助金(資料10-1-②-3)などの外部資金獲得により経常的収入が継続的に確保されている。

(資料10-1-②-1)

「国立学校特別会計・運営費交付金関係」

予算・決算額(年度別)

(単位：千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国立学校	1,542,243	1,776,824	1,659,949	1,435,264	
運営費交付金等					1,397,330

(出典 学校要覧)

*運営費交付金は、自己収入を含む。

(資料10-1-②-2)

「授業料・入学料・検定料収入額(年度別)」

授業料・入学料・検定料収入額(年度別)

(単位：円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
授業料	211,790,900	215,676,500	230,738,700	192,175,400
入学料及び検定料	26,784,400	28,256,700	25,929,300	25,804,200
講習料	369,600	420,100	321,700	78,800

(出典 歳入決算書)

(資料10-1-②-3)

「外部資金関係」

奨学寄附金・受入額(年度別)

(単位:件,千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受入件数	36	30	28	23	27
金額	12,243	14,919	15,868	12,456	13,906

共同研究・受託研究受入額(年度別)

(単位:件,千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
共同受入件数	8	7	5	10	18
金額	5,920	4,950	5,100	5,250	9,607
受託受入件数	6	2	4	3	3
金額	9,352	1,150	2,284	2,294	2,770

科学研究費補助金受入額(年度別)

(単位:件,千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
申請件数	49	46	47	46	72
採択件数	14	10	14	12	17
交付金額	28,430	15,200	18,920	21,400	49,990

(出典 学校要覧)

(分析結果とその根拠理由)

運営費交付金等の基本的財源は勿論のこと、高専機構等の各種競争的資金及び外部資金獲得にも積極的に取り組み、安定した教育研究活動等が展開できるような体制を整備している。特に、平成16年度科学研究費補助金の獲得においては、全国高専の1位を占めるなど外部資金獲得に校長のリーダーシップのもと全校あげて取り組んでいる。

また、平成17年度からは毎年度運営費交付金(特定の人件費を除く。)が前年度の1%(効率化係数)削減となり、業務の効率化、経費の節減・節約に努めるとともに今後さらなる収入の確保が必要となる。

観点10-2-①: 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(観点に係る状況)

本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として予算配分計画を策定し、協議会において審議を行い、予算配分(資料10-2-①-1)として教育研究及び管理運営に必要な経費を配分している。その審議内容、決定事項については、随時、教員会議、事務連絡会議を通じ、周知をしているとともに、財務に関しては、収支予算決算額を学校要覧に掲載し貸借対照表及び損益計算書をグループウェア(スカイボード)に掲載して関係者に明示している。

なお、予算配分に当たっては、「法人化後の本校の運営指針」(資料10-2-①-2)に則り配分している。

(資料10-2-①-1)
「平成16年度予算配分書」

1671
協議会資料No.1

平成16年度
予 算 配 分 書

福井工業高等専門学校

(出典 平成16年7月1日協議会議資料No.1)

(資料10-2-①-2)
「法人化後の本校の運営指針について」

H15.12.24
教官会議資料No.5

平成15年12月24日

法人化後の本校の運営指針について (教政)

校長

1. 法人化後の自己収入確保について

- ・科学研究費、競争寄付金、共同研究、委託研究に対してオーバーヘッドを負荷する。
- ・オーバーヘッドの額は、獲得金額の10%とし、全額校長裁量経費に組み入れる。ただし、間接経費が付随する研究費については、間接経費をオーバーヘッドとし、別途オーバーヘッドを課さない。また、共同研究、委託研究については、これを奨励するためオーバーヘッド徴収後、別途奨励金を考慮する。

理由：法人化後の運営費交付金減に対応するため。

2. 予算配分について

- ・教育研究基礎校費(教官費)は、教員一人当たり標準単価(平成15年度の1/2 42,500円、平成15年度は85,000円)に次の増減を乗じた額を、教員役員数に応じ各学科(教室)に配分する。

	専門科目	一般科目			備考
		物理・化学・応 用・情報処理	数学・保健・応 用	国語・倫社・国 史・英語・法政	
教授、助教授、 講師	8.16	8.16	6.24	2.4	
助手	3.40	3.40	-	-	

各額は全額校長裁量経費とし、前年度の教育・研究の実績を勘案して、各教員に配分する。実績は、前年度の科学研究費申請の有無、科学研究費獲得状況、競争型付金獲得状況、その他の外資費金獲得状況、教育実績（国立高専教員顕彰受賞者、授業評価高得点獲得教員、TOEIC目標達成時の英語担当教員、体育大会優勝時の顧問、ロボコン・プロコン成績達成時の指導教員、出前講義等）、研究実績、校務への貢献度（分館状況、クラブ顧問、会議出席率）等を考慮する。

（出典 平成15年12月24日教員会議資料No.5）

（分析結果とその根拠理由）

財務に係る計画等については、本校の目的を達成するため独立行政法人国立高等専門学校機構が掲げている中期目標、中期計画を踏まえて策定している。

なお、本校の予算配分書（資料10-2-①-1）については、法人化後の本校の運営指針（資料10-2-①-2）を基に協議会において審議され教員会議等を通して教職員に示され、その具体的施策についても協議会及び教員会議で周知を図り実施されている。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

（観点にかかる状況）

予算は、学内事業内容及び規模を表すものであることから、事業内容及び規模を的確に表現できる予算科目とした。また、決算は、高専機構会計基準に基づく財務諸表により公表されることから損益計算書科目に準拠した予算科目を設定した。特定の事業を実施する経費については予算科目を設定し、他の経費と混同して使用しても差し支えない経費については積算事項とした。但し、予算配分書（資料10-2-①-1）の予算配分方針にあるように予算の執行に当たっては、説明責任の観点から適正な執行となるように協議会及び教員会議等で周知徹底している。

なお、支出については、機構本部が一括管理している財務会計システム（資料10-1-①-4）において毎月締め作業を行い管理しているので過大な支出超過にはなっていない。

（分析結果とその根拠理由）

資料10-1-①-3で示すように収支決算については、財務会計システムで一元管理されており毎月締め作業を行い確認しているため過大な支出超過になっていない。

観点10-2-③： 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

（観点にかかる状況）

教育研究活動に対する予算配分については、予算配分書の予算配分方針に基づき、管理運営費（人件費、管理運営費）、学科（教室）等教育研究経費（教育研究に必要な経費、学生支援に必要な経費）、施設等維持管理経費に区分して事務・事業の継続性及び円滑な実施に配慮した予算配分となっている。また、教育研究活動の活性化を図るため、競争的資金（校長裁量経費）をプロジェクト計画経費、実験・実習用等設備経費として教育研究経費の10%を確保し各学科、教員等からの申請により校長によるヒヤリングを実施し重点配分している。（校長裁量経費の採択及び配分状況（資料10-2-③-1））

（資料10-2-③-1）

「校長裁量経費の採択及び配分状況一覧」

校長裁量経費の採択及び配分状況		平成16年度			(単位:円)	
種 別	予 算 額	申 請	申 請 金 額	採 択	採 択 金 額	
プロジェクト計画経費	15,100,000	10	18,716,000	5	3,900,000	
実験・実習用等設備経費		15	21,712,000	12	11,200,000	
合 計	15,100,000	25	40,428,000	17	15,100,000	

（出典 協議会資料）

（分析結果とその根拠理由）

学内の予算配分では、事業の継続性及び円滑な実施に配慮した予算配分となっており、教育研究活動の活性化を図るため競争的環境を創出し、その質の向上と充実した教育環境の整備を行い、競争的資金の確保により、適切な資源の重点配分がなされている。

なお、平成16年度からは、自己収入金及び高専機構からの運営費交付金とで賄うこととなり、更に、17年度からは特定の人件費を除き毎年1%の効率化係数による削減となり更なる合理化、効率化を図るため本校においては、法人化後の本校の運営指針（資料10-2-①-2）のとおり中期計画の具体化、外部資金に対するオーバーヘッド、教育評価に基づく配分等により業務の効率化、経費の節減・節約に努めている。

観点10-3-①： 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

（観点にかかる状況）

本校の財務諸表等については、資料10-3-①-1に示すとおり独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第43条、第44条及び独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則17条、18条、19条、20条において財務会計システムにより決算書類（資料10-1-①-2、資料10-1-①-3）を作成し、理事長に提出することとなっている。なお、本校の財務諸表等については、グループウェア（スカイボード）に掲載し関係者に明示している。

(資料 10 - 3 - ① - 1)

「関連法令等」

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則

(月次決算)

第43条 出納命令役は、毎月末日において総勘定元帳を締め切り、月次の財政状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、翌月15日までに理事長に提出しなければならない。

(年度末決算)

第44条 年度末決算に際しては、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締め切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、所定の手続きに従って決算数値を確定しなければならない。

2 理事長は、前項の整理を行った後、翌事業年度5月末日までに次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 キャッシュ・フロー計算書
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 五 行政サービス実施コスト計算書
- 六 附属明細書

3 前項各号の書類の様式は、別に定めるものとする。

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則

(月次決算)

第17条 出納命令役は、会計規則第43条の規定による合計残高試算表を提出する場合は、予算執行状況集計表を添付しなければならない。

2 出納命令役は、月次決算にあたり、次の各号の事項を実行しなければならない。

- 一 預金残高、借入金残高について、通帳等の残高と預金出納帳等の残高との照合を行う。
- 二 固定資産について、資産管理システムと財務会計システムのデータの照合を行い、取得、売却、廃棄及び異動等の処理が適切になされていることの検証を行う。
- 三 運営費交付債務及び授業料債務については、収益化の基準により処理を行う。
- 四 債権・債務及び仮勘定の内容について検証を行う。

(年度末決算)

第18条 出納命令役は、毎事業年度末における資産、負債及び資本並びに収益及び費用について、次の各号に掲げるところにより年度末決算を行わなければならない。

- 一 預金残高及び借入金残高について、金融機関等から残高証明書を取り寄せ、残高を確かめ、預金出納帳等と照合する。差異があるときは、銀行等勘定調整表を作成し、必要に応じて修正する。
- 二 棚卸資産について、実地にその在高を検証する。
- 三 償却を要すべき固定資産については、定額法を採用するものとし、毎事業年度において減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表を考慮のうえ減価償却を行うものとする。
- 四 経過勘定項目について、必要に応じた計算を行い、振替伝票により決裁を受けるものとする。
- 五 運営費交付金債務及び授業料債務については、収益化の基準により処理を行う。
- 六 その他決算整理に関する修正処理について、振替伝票により決裁を受けるものとする。

(様式等)

第19条 会計規則第44条第3項に規定する書類(第六号による附属明細書を除く)は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、その様式については、電子媒体によるものを含み、別に定めるものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 キャッシュ・フロー計算書
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 五 行政サービス実施コスト計算書

2 会計規則第44条第2項第六号による附属明細書は、それぞれ担当する会計機関で作成する。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 機構本部の出納命令役は、年度末決算の結果を取りまとめ、財務諸表及び決算報告書を作成し、会計規則第44条に規定する年度末決算に必要な決算書類を作成し、翌事業年度5月末日までに理事長に提出しなければならない。

(出典 独立行政法人国立高等専門学校機構規則)

(分析結果とその根拠理由)

独立行政法人国立高等専門学校機構による財務会計システムについては、本支店会計処理機能により支店である高専各校の合計残高試算表データを取り込み、機構本部において本支店合算の損益計算書及び貸借対照表を作成し文部科学省へ提出することとなっている。なお、財務諸表については、機構本部において独立行政法人通則法第38条により当該事業年度終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、承認を受けた後、官報に公示し、書面を備え置き、また、ウェブサイトへ掲載する予定である。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

(観点にかかる状況)

本校の会計監査等については、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条の規定に基づき資料10-3-②-1に示すとおり本校における内部監査要項に従い会計経理についてその事態を把握し、これが常に適正かつ効率的に執行されるよう指導、監督することになっている。

(資料10-3-②-1)

「会計内部監査結果報告書」

会計内部監査結果報告書 (定時)		
平成17年3月31日		
監査員 四川 岩雄 印		
監査補助員 塚崎 勇夫 印		
監査実施年月日	平成17年3月29日 ~ 平成17年3月31日	
報告事項		
監査事項及び監査実施細目	報告事項	
	適	否
用度採所等		
・共通事項	適	
・契約に関する事項	適	
施設採所等		
・共通事項	適	

(出典 会計内部監査結果報告書より)

(分析結果とその根拠理由)

会計内部監査結果報告書で示すように本校の内部監査要項に基づき会計処理に熟知した事務職員により適正な監査を受けている。なお、平成17年1月には、機構本部による監事監査および内部監査が実施され平成16年11月には東海北陸地区の国立高専相互会計監査も行われた。

以上のことから、十分に監査が行われている。

（２）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

本校の学習・教育目標を達成するための財源確保並びに予算の重点的配分など、適正かつ効率的な予算の執行に対する努力が行われている。

（改善を要する点）

今後、運営費交付金の減額及び中期計画における効率化に対応するためにも外部資金による自己収入確保が重要になってくる。よって、科学研究費補助金の採択率を上げるための取組みあるいは奨学寄付金、受託研究、共同研究などの各種財団等の教育・研究助成等の申請など一層推進する必要がある。

（３）基準10の自己評価の概要

本校における教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために、必要な校地・校舎・設備等の資産を有するとともに、授業料・入学検定料・入学料等の諸収入の状況や国立高等専門学校機構運営費からの学校運営に必要な基本的財源は勿論のこと、外部資金獲得（奨学寄付金、共同研究、受託研究、科学研究費補助金）にも積極的に取り組み、安定した教育研究活動等が展開できるように体制を整備している。

財務に関する項目を含めた中期計画が運営委員会で決定され、その内容がウェブサイト等で関係者に明示されている。また、予算配分に関しては、限られた予算を効果的に配分するため、校長のリーダーシップの基で教育研究経費の10%を確保し競争的資金「校長裁量経費」として各学科、教員等からの申請により重点配分している。そのことにより教育研究活動の活性化とその環境の整備を図る他、競争的資金による研究に伴った共同研究への発展が見込まれるなど、地域社会との連携強化を推進する上でも有効な配分となっている。

なお、法人化後、監査法人等における監査機関において順次監査が実施され適正な財務会計処理が行われている。

以上のことから本校の財政基盤の安定が図られ、収支に関する計画等の策定・履行も十分に なされており、更に財務関係の監査等が適切に実施されている。

